

## 第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第361号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項第362号イ中「又は空気銃」を「若しくは空気銃」に、「海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない事情により許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの」を「銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる者」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(362)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催

クロスボウ取扱い講習会受講手数料

ア クロスボウの所持の許可を受けようとする者が受講する場合 6,900円

イ 許可を受けてクロスボウを所持する者が受講する場合 3,000円

第2条第1項第364号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項第365号中「による記載を受けようとする」を「に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う」に、「同項ただし書の規定による記載」を「同法第7条第1項ただし書の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(365)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項ただし書の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可の申請に対する審査

銃砲刀剣類所持許可証記載申請手数料（クロスボウ） 6,800円。ただし、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項ただし書の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可の申請を行う場合にあつては、当該他の同法第7条第1項ただし書の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可に係る手数料については、4,300円

第2条第1項第368号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、同

号ア中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項」を「同法第7条の3第2項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持」に、「による記載」を「に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、「同時に」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号イ中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「による記載」を「に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する猟銃又は空気銃の所持の許可」に改め、「同時に」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7, 200円。ただし、同法第7条の3第2項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者及び同法第7条第1項ただし書の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可を受けようとする者が、同時にクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る手数料については、4, 800円

第2条第1項第368号に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 6, 800円。ただし、同法第7条の3第2項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者及び同法第7条第1項ただし書の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対するクロスボウの所持の許可を受けようとする者が、同時にクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る手数料については、4, 400円

第2条第1項第370号の5の次に次の1号を加える。

(370)の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査

クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料 9, 300円。ただし、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の認定に係る手数料については、5, 600円

第2条第1項第624号の4中「第3項」を「第5項」に改め、同項第624号の6中「場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を、「譲受

人決定時」の次に「又は管理者等選任時」を加え、同項第624号の7中「基づく認定計画実施者」を「基づく同法第6条第1項の認定を受けた者」に、「認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料」を「認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(624)の8 長期優良住宅促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

住宅の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

別表第26を次のように改める。

別表第26（第2条第1項第624号の4関係）

区分			金額	
新築の場合	確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	15,000円	
		区分所有住宅	総住戸数（1棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）が1戸から5戸までのもの	26,000円
			総住戸数が6戸から10戸までのもの	43,000円
			総住戸数が11戸から25戸までのもの	70,000円
			総住戸数が26戸から50戸までのもの	112,000円
			総住戸数が51戸から100戸までのもの	170,000円
			総住戸数が101戸から200戸までのもの	288,000円
			総住戸数が201戸から300戸までのもの	364,000円

		戸までのもの	
		総住戸数が30 1戸以上のもの	413,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等 (一戸建ての住宅及び区分所有住宅を除く住宅をいう。以下同じ。)	総住戸数が1戸 から5戸までの もの	26,000円を申請 住戸数(同時に申請さ れた住宅の戸数の総数 をいう。以下同じ。) で除して得た額
		総住戸数が6戸 から10戸まで のもの	43,000円を申請 住戸数で除して得た額
		総住戸数が11 戸から25戸ま でのもの	70,000円を申請 住戸数で除して得た額
		総住戸数が26 戸から50戸ま でのもの	112,000円を申 請住戸数で除して得た 額
		総住戸数が51 戸から100戸 までのもの	170,000円を申 請住戸数で除して得た 額
		総住戸数が10 1戸から200 戸までのもの	288,000円を申 請住戸数で除して得た 額
		総住戸数が20 1戸から300 戸までのもの	364,000円を申 請住戸数で除して得た 額
		総住戸数が30 1戸以上のもの	413,000円を申 請住戸数で除して得た 額
確認書及び設計 住宅性能評価書 のいずれも添付 されない場合		一戸建ての住宅	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸 から5戸までの もの	125,000円
		総住戸数が6戸	199,000円

		から10戸までのもの	
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	395,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	708,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,216,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	2,250,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	3,215,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	3,943,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	125,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	199,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	395,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	708,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,216,000円を申請住戸数で除して得た額

			総住戸数が10 1戸から200 戸までのもの	2,250,000円 を申請住戸数で除して 得た額
			総住戸数が20 1戸から300 戸までのもの	3,215,000円 を申請住戸数で除して 得た額
			総住戸数が30 1戸以上のもの	3,943,000円 を申請住戸数で除して 得た額
増築又 は改築 の場合	確認書が添付さ れた場合	一戸建ての住宅		22,000円
		区分所有住宅	総住戸数が1戸 から5戸までの もの	39,000円
			総住戸数が6戸 から10戸まで のもの	63,000円
			総住戸数が11 戸から25戸ま でのもの	105,000円
			総住戸数が26 戸から50戸ま でのもの	167,000円
			総住戸数が51 戸から100戸 までのもの	255,000円
			総住戸数が10 1戸から200 戸までのもの	432,000円
			総住戸数が20 1戸から300 戸までのもの	547,000円
			総住戸数が30 1戸以上のもの	621,000円
			区分所有住宅以	総住戸数が1戸

	外の共同住宅等	から5戸までのもの	住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円を申請住戸数で除して得た額
確認書が添付されない場合	一戸建ての住宅		71,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円
		総住戸数が26	1,062,000円

		戸から50戸までのもの	
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円を申請住戸数で除して得た額

			総住戸数が30 1戸以上のもの	5,918,000円 を申請住戸数で除して 得た額
--	--	--	--------------------	---------------------------------

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

別表第26の4を次のように改める。

別表第26の4（第2条第1項第624号の5関係）

		区分	金額	
新築の 場合	確認書又は設計 住宅性能評価書 が添付された場 合	一戸建ての住宅	7,500円	
		区分所有住宅	総住戸数が1戸 から5戸までの もの	13,000円
			総住戸数が6戸 から10戸まで のもの	21,500円
			総住戸数が11 戸から25戸ま でのもの	35,000円
			総住戸数が26 戸から50戸ま でのもの	56,000円
			総住戸数が51 戸から100戸 までのもの	85,000円
			総住戸数が10	144,000円

		1戸から200戸までのもの	
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	182,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	206,500円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	13,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	21,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	35,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	56,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	85,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	144,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	182,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	206,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び設計住宅性能評価書のいずれも添付		一戸建ての住宅	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	62,500円

されない場合	もの	総住戸数が6戸から10戸までのもの	99,500円	
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	197,500円	
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	354,000円	
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	608,000円	
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,125,000円	
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	1,607,500円	
		総住戸数が301戸以上のもの	1,971,500円	
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	62,500円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が6戸から10戸までのもの	99,500円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が11戸から25戸までのもの		197,500円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が26戸から50戸までのもの		354,000円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が51戸以上のもの		608,000円を申請住戸数で除して得た額	
	総住戸数が101戸以上のもの		1,125,000円を申請住戸数で除して得た額	

			戸から100戸までのもの	請住戸数で除して得た額
			総住戸数が10戸から200戸までのもの	1,125,000円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が20戸から300戸までのもの	1,607,500円を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が30戸以上のもの	1,971,500円を申請住戸数で除して得た額
増築又は改築の場合	確認書が添付された場合	一戸建ての住宅		11,000円
		区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円
			総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円
			総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円
			総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円
			総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円
			総住戸数が10戸から200戸までのもの	216,000円
			総住戸数が20戸から300戸までのもの	273,500円
			総住戸数が30	310,500円

		1戸以上のもの	
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	216,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書が添付されない場合		一戸建ての住宅	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円
		総住戸数が11戸から25戸ま	296,500円

		でのもの	
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸以上のもの	2,413,000円

			1戸から300戸までのもの	を申請住戸数で除して得た額
			総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1項第624号の4、第624号の6及び第624号の7の改正規定、同項第624号の7の次に1号を加える改正規定、別表第26及び別表第26の4の改正規定、附則第3項及び第4項の規定並びに附則第5項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第564号の35及び第564号の36の改正規定並びに同項第564号の36の次に1号を加える改正規定に限る。） 令和4年2月20日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和4年3月15日

（経過措置）

- 2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）附則第3条第3項の規定による講習会を受講する者に対するこの条例による改正後の熊本県手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第362号の2の規定の適用については、同号イ中「3,000円」とあるのは、「6,900円」とする。
- 3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の認定の処分に係る申請手数料については、新

条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の長期優良住宅建築等計画の変更及び認定に基づく地位の承継に係る手数料については、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 5 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第328号の次に次の1号を加える。

328の2 クロスボウ取扱い講習会受講手数料

別表第1手数料の項第331号の次に次の1号を加える。

331の2 銃砲刀剣類所持許可証記載申請手数料(クロスボウ)

別表第1手数料の項第336号の5の次に次の1号を加える。

336の6 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

別表第1手数料の項第564号の35を次のように改める。

564の35 譲受人決定時又は管理者等選任時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

別表第1手数料の項第564号の36を次のように改める。

564の36 認定を受けた者の地位の承継承認申請手数料

別表第1手数料の項第564号の36の次に次の1号を加える。

564の36の2 住宅の容積率の特例許可申請手数料

(提案理由)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。